

令和7年度習志野市障害支援区分審査会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月15日(火)午後2時15分から午後2時55分まで

2 開催場所 習志野市庁舎5階 5-1会議室

3 出席者

【会 長】	学校法人衛生学園	両角 昌実
【副会長】	社会福祉法人豊立会	樽見 純子
【委 員】	東京成徳大学	朝比奈 朋子
	井坂 俊洋	
	社会福祉法人のうえい舎	内山 澄子
	社会福祉法人習愛会	大塩 幸雄
	社会福祉法人あひるの会	國島 弘
	田村 光子	
	医療法人社団草思会	米山 馨
【事務局】	健康福祉部 部長	奥井 良和
	健康福祉部 次長	中村 裕美
	健康福祉部障がい福祉課 課長	平岡 真由美
	健康福祉部障がい福祉課 係長	小森 俊
	健康福祉部障がい福祉課 主査	市角 絵里
	健康福祉部障がい福祉課 主任主事	須藤 泰士
	健康福祉部障がい福祉課 主事	田崎 大介
【傍聴者】	0人	

4 議題

- (1)障害支援区分審査会会長の選出
- (2)障害支援区分審査会会長の職務を代理する委員の指名
- (3)合議体を構成する委員の指名
- (4)合議体の長の選出及び職務を代理する委員の指名
- (5)会議録の作成等
- (6)会議録署名委員の指名
- (7)報告(令和6年度障害支援区分審査会について)
- (8)その他(事務連絡)

5 会議資料

総会資料目次

- 資料1 席次表
- 資料2 習志野市障害支援区分審査会委員名簿
- 資料3 令和7年度習志野市障害支援区分審査会開催予定表
- 資料4 事務局関係者名簿
- 資料5 習志野市障害支援区分審査会の法的根拠に関する資料
- 資料6 障害者総合支援法(抜粋)
- 資料7 障害者総合支援法施行令(抜粋)
- 資料8 習志野市障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例
- 資料9 習志野市障害支援区分審査会運営規則
- 資料10 令和6年度障害支援区分審査会実績

6 議事内容

(1)障害支援区分審査会会長の選出

【事務局】

習志野市障害支援区分審査会総会を開催する。本来であれば会長に進行していただくところであるが、会長の選任前であるため、事務局が進行してよいか。

～異議なし～

それではそのようにさせていただきます。

会議は、規定により委員6名以上の出席が成立要件となっているが、ただいまの出席委員は9名である。よって、本会議は成立した。また、本会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により原則公開となっている。内容により公開、非公開の判断が必要になった際は、その都度お諮りするが、それで良いか。

～異議なし～

それではそのようにさせていただきます。

【事務局】

続いて「障害支援区分審査会会長の選出」についてである。

障害者総合支援法第6条第1項の規定により、審査会の会長は、委員の中から互選することとされている。互選の方法について意見を求める。

【國島委員】

指名推薦が良い。

【事務局】

ただいま指名推薦が良いとの意見があったが、指名推薦により行うことに異議ないか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、互選の方法は、指名推薦により行うことに決した。

それでは、会長はどの委員が良いか。

【國島委員】

両角委員が適任であると思う。

【事務局】

ただいま両角委員が適任との意見があったが、両角委員を会長とすることに異議ないか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、会長は、両角委員に決した。

会長に就任される両角委員、一言挨拶をお願いします。

～両角会長から挨拶～

ここからの進行は、両角会長をお願いします。

【両角会長】

本日は、議事次第に沿って会議を進める。限られた時間の中で円滑に会議を進めるため、会議の進行に協力をお願いします。

(2)障害支援区分審査会会長の職務を代理する委員の指名

【両角会長】

次に「障害支援区分審査会会長の職務を代理する委員の指名」についてである。

障害者総合支援法施行令第6条第3項において「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」と規定されているが、選出の方法はいかがするか。

【國島委員】

会長に一任する。

【両角会長】

ただいま会長一任との意見があったが、会長一任とすることに異議ないか。

～異議なし～

異議なしということで、会長である私から指名させていただく。

樽見委員を指名する。よって、職務代理者(副会長)は、樽見委員に決した。

職務代理者に就任される樽見委員、一言挨拶をお願いします。

～樽見職務代理者から挨拶～

(3) 合議体を構成する委員の指名

【両角会長】

次に「合議体を構成する委員の指名」についてである。

合議体を構成する委員の指名については、障害者総合支援法施行令第8条第1項の規定により、会長が指名することとされているため、これより構成委員を指名する。

第一合議体は、井坂委員、樽見委員、大塩委員、朝比奈委員、米山委員、

第二合議体は、山藤委員、田村委員、内山委員、國島委員、そして私両角である。

以上のとおりとする。

(4) 合議体の長の選出及び職務を代理する委員の指名

【両角会長】

次に「合議体の長の選出及び職務を代理する委員の指名」についてである。

合議体の長については、障害者総合支援法施行令第8条第2項の規定により、合議体を構成する委員の互選により選出することとされている。

はじめに第一合議体の長を決めたいと思う。第一合議体の構成委員に伺う。

互選の方法について意見を求める。

【米山委員】

指名推薦が良い。

【両角会長】

ただいま指名推薦が良いとの意見があつたが、指名推薦により行うことに異議ないか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、互選の方法は、指名推薦により行うことに決した。

それでは第一合議体の長はどの委員が良いか。

【米山委員】

樽見委員が適任であると思う。

【両角会長】

ただいま樽見委員が適任との意見があったが、樽見委員を第一合議体の長とすることに異議ないか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、第一合議体の長は、樽見委員に決した。

次に、合議体の長を代理する委員については、習志野市障害支援区分審査会運営規則第5条の2において、「合議体の長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する」と規定されているが、第一合議体の長から指名をお願いします。

【樽見委員】

第一合議体の職務を代理する委員は、米山委員をお願いします。

【米山委員】

はい。

【両角会長】

第一合議体の長は樽見委員、第一合議体の職務を代理する委員は米山委員に決した。

同様に、第二合議体の長を決めたい。合議体の長については、障害者総合支援法施行令第8条第2項の規定により、合議体を構成する委員の互選により選出することとされている。

はじめに第二合議体の長を決めたいと思う。第二合議体の構成委員に伺う。

互選の方法について意見を求める。

【内山委員】

指名推薦が良い。

【両角会長】

ただいま指名推薦が良いとの意見があったが、指名推薦により行うことに異議ないか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、互選の方法は、指名推薦により行うことに決した。

それでは第二合議体の長はどの委員が良いか。

【内山委員】

両角委員が適任であると思う。

【両角会長】

ただいま私両角が適任との意見があつたが、私両角を第二合議体の長とすることに異議ないか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、第二合議体の長は、私両角に決した。

次に、合議体の長を代理する委員については、習志野市障害支援区分審査会運営規則第5条の2において、「合議体の長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する」と規定されているが、第二合議体の長である私から指名する。

第二合議体の職務を代理する委員は、國島委員にお願いする。

【國島委員】

はい。

【両角会長】

第二合議体の長は私両角、第二合議体の職務を代理する委員は國島委員に決した。

ここで、私両角は所用により退席させていただく。

この後の進行は、職務代理者の樽見委員にお願いする。

(5) 会議録の作成等

【樽見職務代理者】

次に「会議録の作成等」についてお諮りする。本日の総会の会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいが、これに異議ないか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、そのように取り扱うものと決した。

(6) 会議録署名委員の指名

【樽見職務代理者】

次に「会議録署名委員の指名」についてである。

会議録の作成に当たり、正確性、公正を期すため、朝比奈委員を私から指名する。

(7)報告(令和6年度障害支援区分審査会について)

【樽見職務代理人】

次に、報告事項として「令和6年度障害支援区分審査会実績」について、事務局から説明をお願いします。

～配付資料に沿って説明～

(8)その他(事務連絡)

【樽見職務代理人】

最後に「その他(事務連絡)」についてである。事務局から連絡事項等あれば伺う。

【事務局】

今後の審査会においても、過年度から引き続き Zoom を用いての開催とするため、従来どおり協力をお願いします。

【樽見職務代理人】

これをもって、令和7年度習志野市障害支援区分審査会総会を閉会する。